6　第四十六条第一項の消費税対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人並びに近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（附則第十項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

7・8　（略）

9　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
本省	三九、三三二人		本省	三九、二〇五人	
観光庁	二二三人		観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇二五人		気象庁	五、〇三〇人	

7　第四十六条第一項の消費税対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人並びに近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8・9　（略）

10　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）